内閣総理大臣 安倍晋三 殿 三重県知事 鈴木英敬 殿 伊勢市長 鈴木健一 殿

> 〒151-0072 東京都渋谷区幡ヶ谷 1-23-14 日本同盟基督教団「教会と国家」委員会 委員長 柴田智悦

伊勢志摩サミットにおいて、各国要人を伊勢神宮に案内しないこと、 および参拝しないことを求めます

私ども日本同盟基督教団「教会と国家」委員会は、本年1月5日、安倍首相が9閣僚とともに伊勢神宮を参拝されたことに対して抗議いたしましたが、首相が、5月26、27日に開催される「伊勢志摩サミット」期間中、各国要人とともに伊勢神宮を訪問すると公表されたことに対して、以下の理由でその中止と安倍首相らが参拝しないことを求めます。

首相は、伊勢志摩サミット開催の発表時、伊勢神宮に対して「日本の精神性に触れるには大変良い場所だ。リーダーに訪れていただき、荘厳で、凛とした空気を共有できれば良い」と発言しておられますが、先の抗議声明でも指摘しておりますように、伊勢神宮は、かつて靖国神社とともに、国家神道の中心的施設として侵略戦争の精神的支柱であり、さらに、天皇の神格化・絶対化思想の拠り所とされたところでもあります。現在においても、一宗教法人でありながら皇室神道の中心施設であり、神社神道の中でも特別視されている神社です。そのような伊勢神宮を「日本の精神性」とみなすこと自体が、そう思わない人々の「思想及び良心の自由」(憲法第19条)を侵しています。そればかりか、国の代表者と、地方公共団体の首長である貴殿らが各国首脳を出迎え、境内を案内されることは、「いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない」「国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない」という憲法第20条の政教分離原則に違反しています。さらに「公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため・・・これを支出し、又はその利用に供してはならない」という憲法第89条にも違反しています。

また、各国首脳は、宗教色の強い参拝ではなく、訪問の形式をとる見通しだと報道されていますが、仮に安倍首相らが、内宮において参拝されるならば、それ自体が上で指摘し

ている通り、国の宗教活動の禁止、という政教分離原則に対する違反行為であるのみならず、再び国家神道を復権させ、他宗教を弾圧するのではないか、という恐れを抱かせるのです。さらには、首脳らの中には、形式的とはいえ、同じ行動を促されていると捉える人もあるかもしれません。それもまた、「何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない」という憲法第20条に違反することになるのです。しかも、神宮司庁は、26日の早朝から半日、内宮の一般参拝を停止して、人々の信教の自由を奪っているのです。

私たちは、「神によらない権威はなく、存在している権威はすべて、神によって立てられたもの」(新約聖書ローマ人への手紙 13:1)であると信じています。ですから、その権威を与えられている貴殿らの、かつての日本が犯した祭政一致の誤った道をたどることになりかねないような行為は、厳に慎むべきです。戦時下、日本のプロテスタント教会の大部分は、国家の政策に従って侵略戦争に協力しました。また、1941年に日本基督教団を結成し、その翌年には初代統理富田満が伊勢神宮を参拝して、天照大神に教団発足を報告し発展を祈願する、という偶像礼拝の罪を犯しました。当時、日本基督教団に属していた私たちの教団も偶像礼拝と侵略戦争への協力という同じ罪を犯し、戦後50年近く経ってからようやくその罪を悔い改めたのです。

私たちは、二度とそのような罪を犯してはならないと決意していますし、また、そのような罪を他の信仰者にも犯させてはならない、と考えています。そして何より、そのような時代を再び来させないために、時代の見張り人として立てられているという自覚を持って、神のことばに従い、この世界に平和を作り出し、全ての人が人間として大切にされる社会を築くことを願って日々努めています。

以上の理由から、貴殿らが伊勢志摩サミットの期間、各国首脳らを伊勢神宮に案内しないこと、および参拝しないことを求めます。